

かわさき健幸福寿プロジェクト インセンティブ付与基準

29川健高事第592号

平成29年8月8日

市長 決 裁

(目的)

第1条 この基準は、要介護度の改善・維持に資するサービスを提供する介護サービス事業者を適正に評価することを通じて、介護サービス事業者の改善・維持に向けた取組意識の向上、サービスの質の向上及び利用者家族意識の向上を図るとともに、更に質の高いサービスが継続して行われることを推進するため、「かわさき健幸福寿プロジェクト」要介護度等改善・維持評価事業実施要綱（以下、「要綱」という。）第12条に規定するインセンティブの種類及び内容について定める。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象者 要綱第3条各号に掲げる条件を全て満たす、かわさき健幸福寿プロジェクトに参加をしている者とする。
- (2) 対象事業所 要綱第4条各号に規定する事業所のうち、インセンティブ付与対象年度にかかるかわさき健幸福寿プロジェクトに参加をしていた事業所をいう。
- (3) プロジェクト実施期間 原則として要綱第5条に定める期間をいう。
- (4) インセンティブ 要綱第12条に規定する、対象者及び対象事業所に付与することのできる報奨金その他の内容をいう。
- (5) 成果 かわさき健幸福寿プロジェクトの実施期間終了時点において、要介護度の改善・維持や日常生活動作の一定以上の改善の結果が生じていることをいう。

(インセンティブの種類)

第3条 かわさき健幸福寿プロジェクトに参加した対象者には、第5条第3項に定める条件に基づき、別表1に定める対象者インセンティブを付与するものとする。

2 かわさき健幸福寿プロジェクトに参加した対象事業所のうち、次条及び第5条第1項に定める条件を満たした対象事業所に対しては、別表2に定める対象事業所インセンティブを付与するものとする。

(成果認定の条件)

第4条 成果をあげた対象事業所として認定をする要件は、第2条（2）のほか、かわさき健幸福寿プロジェクト実施期間を通し、対象者に対し、通算で最低6か月以上のサービス提供実績が認められることを必要とする。

(インセンティブ付与の基準)

第5条 対象事業所へのインセンティブは、前条に定める条件のほか、要介護度の改善・維持または日常生活動作の改善等の成果により、別表3、別表4及び別表5に基づき付与を行う。

2 前項に定めたインセンティブの内容のほか、かわさき健幸福寿プロジェクトに関する優れた取組や創意工夫が見られた取組の中から、市が開催する事例検討会等における紹介や、事例集等への掲載を行うことがある。

3 対象者へのインセンティブは、要介護度の改善・維持または日常生活動作の改善等の成果により、別表4及び別表6に基づき付与を行う。

(インセンティブ付与の例外)

第6条 前2条の条件を満たした場合においても、対象者または対象事業所がかわさき健幸福寿プロジェクト実施期間中に参加を辞退した場合には、インセンティブの付与を行わないことがある。

(インセンティブ付与の評価対象期間)

第7条 インセンティブ付与のための評価対象期間の始期は、毎年7月1日とする。ただし、7月1日以降にかわさき健幸福寿プロジェクトに参加した事業所については、参加した日を始期とする。

2 インセンティブ付与のための評価対象期間の終期は、評価対象期間の始期から起算して、翌年の6月30日とする。ただし、期間の途中で対象となる参加者のサービスまたは契約が終了（死亡を含む）した場合には、サービスまたは契約が終了した日の属する月の月末を終期とする。

(インセンティブ対象事業所への通知)

第8条 インセンティブの付与対象となった対象事業所に対しては、インセンティブ付与の前までにインセンティブ付与内容に関する通知を行うものとする。

(報奨金の交付手続)

第9条 要綱第12条第1項の規定に基づき、報奨金の支給対象となった対象事業所の運営法人は、市が指定する日までに、かわさき健幸福寿プロジェクト要介護度等改善・維持評価事業報告書（第1号様式）により、参加した各対象事業所に、本事業の対象者を市へ報告するものとする。

2 市長は、前項の報告書を受領後、速やかに報告された対象者について、報奨金の適否を確認し、その結果をかわさき健幸福寿プロジェクト要介護度等改善・維持評価事業報奨金確定通知書（第2号様式）により対象事業所の運営法人に通知し、速やかに報奨金を交付するものとする。

3 報奨金は口座振替により交付する。

(報奨金の返還)

第10条 市長は、報奨金の交付を受けた対象事業所の運営法人が、偽り其他不正の手段により報奨金の交付を受けたときは、当該運営法人に対して報奨金の全部または一部を返還させることができる。

2 報奨金の交付を受けた対象事業所の運営法人は、前項の規定により報奨金の返還を命ぜられたときは、市長の指示に従い、速やかに報奨金を返還しなければならない。

附 則

この基準は平成29年8月8日から施行する。

附 則

この基準は平成30年8月1日から施行する。

附 則

この基準は令和元年8月1日から施行する。

附 則

この基準は令和2年8月12日から施行する。

附 則

この基準は令和3年8月2日から施行する。

附 則

この基準は令和4年8月22日から施行する。

附 則

この基準は令和5年8月16日から施行する。

附 則

この基準は令和6年8月16日から施行する。

別表 1（第 3 条第 1 項関係）

対象者インセンティブの種類	
1	参加の証カード
2	キーホルダー
3	記念品

別表 2（第 3 条第 2 項関係）

対象事業所インセンティブの内容	備考
1 表彰	表彰式イベントにおける表彰
2 報奨金	対象事業所 1 か所当たり 5 万円
3 実績の公表	川崎市ウェブサイト上における公表等
4 認証シール	金・銀・銅の 3 種類
5 事例検討会における公表等	事例検討会における取組内容の公表その他事例集への掲載等

別表3（第5条第1項関係）

達成することのできた成果	インセンティブの内容
プロジェクト期間終了時点での成果を確認した際に、次のいずれかの事項が確認された場合 ①対象者に対してケアを行った結果、プロジェクト期間中において要介護度に改善が見られた場合 ②別表4に掲げる各調査項目の改善が合計5ポイント以上確認できた場合 ※①及び②の成果がいずれも確認できた場合も同様の取り扱いを行う。	報奨金 認証シール（金）
プロジェクト期間終了時点での成果を確認した際に、次のいずれかの事項が確認された場合（上記①及び②の対象者を除く） ③対象者に対してケアを行った結果、要介護度が別表5に定める平均維持期間を超えて維持された場合 ④別表4に掲げる各調査項目の改善が合計1ポイント以上4ポイント以下であった場合	認証シール（銀）
プロジェクト期間終了時点での成果を確認した際に、次の事項が双方確認された場合（上記①～④の対象者を除く） ⑤プロジェクト実施期間を通して対象者に対してケアを行った結果、要介護度に改善または維持が見られなかった場合 ⑥別表4に掲げる各調査項目の改善が合計0ポイント以下であった場合 ※基準第4条に定めるサービス提供実績期間を下回る場合は、成果をあげていても、右記インセンティブの内容を付与するものとする。	認証シール（銅）

別表４（第５条第１項及び同条第３項関係）

日常生活動作（ADL）１８項目表

	調査項目	１ポイント	２ポイント	３ポイント	４ポイント	５ポイント
１	寝返り	つかまならないでできる	何かにつかまればできる	できない		
２	起き上がり	つかまならないでできる	何かにつかまればできる	できない		
３	座位保持	できる	自分の手で支えればできる	支えてもらえればできる	できない	
４	両足での立位保持	支えなしでできる	何か支えがあればできる	できない		
５	歩行	つかまならないでできる	何かにつかまればできる	できない		
６	立ち上がり	つかまならないでできる	何かにつかまればできる	できない		
７	片足での立位	支えなしでできる	何か支えがあればできる	できない		
８	視力	普通（日常生活に支障がない）	約 1m離れた視力確認表の図が見える	目の前に置いた視力確認表の図が見える	ほとんど見えない	見えているのか判断不能
９	聴力	普通	普通の声がやっと聞きとれる	かなり大きな声なら何とか聞きとれる	ほとんど聞こえない	聞こえているのか判断不能
１０	えん下	できる	見守り等	できない		
１１	意思の伝達	対象者が意思を他者に伝達できる	ときどき伝達できる	ほとんど伝達できない	できない	
１２	毎日の日課を理解	できる	できない			
１３	生年月日や年齢を言う	できる	できない			
１４	短期記憶	できる	できない			
１５	自分の名前を言う	できる	できない			
１６	今の季節を理解する	できる	できない			
１７	場所の理解	できる	できない			
１８	日常の意思決定	できる（特別な場合でもできる）	特別な場合を除いてできる	日常的に困難	できない	

上記１８の調査項目について、取組開始時のポイントの合計から終了時のポイントの合計を差し引き、差がプラスであれば改善、ゼロであれば維持、マイナスであれば悪化とする。

別表5（第5条第1項関係）

川崎市内介護保険給付対象者における要介護度悪化までの平均維持期間

要介護度	男性	女性
要介護1	21.1	24.7
要介護2	20.6	23.6
要介護3	21.5	25.0
要介護4	22.0	26.5
要介護5	※1	※1

単位（か月）

※1 プロジェクト参加時点で要介護度が5の方がプロジェクト終了時点で要介護度5である場合については、上記の要介護度悪化までの平均維持期間の考え方に関わらず、一律に平均維持期間を超えて維持されたものとしてみなすこととする。

別表6（第5条第3項関係）

達成することのできた成果	インセンティブの内容
プロジェクト期間終了時点での成果を確認した際に、次のいずれかの事項が確認された場合 ①プロジェクト期間中において要介護度に改善が見られた場合 ②別表4に掲げる各調査項目の改善が合計5ポイント以上確認できた場合 ※①及び②の成果がいずれも確認できた場合も同様の取り扱いを行う。	参加の証カード キーホルダー 記念品
①、②以外の場合	参加の証カード キーホルダー

第1号様式（第9条関係）

(宛先) 川崎市長

年 月 日

(対象事業所)

住 所	〒
法 人 名	
(事業所名)	
法 人 代表者名	
連 絡 先	
担当者名	

かわさき健幸福寿プロジェクト要介護度等改善・維持評価事業対象者報告書

第 期かわさき健幸福寿プロジェクト要介護度等改善・維持評価事業に係る対象者について、次のとおり報告します。

	区分 (新規・継続)	被保険者番号	対象者氏名	生年月日	要介護度の改善度合い (市記入欄)	
					ADLの改善度合い (市記入欄)	
1	新 規				(開始時)	(終了時)
	継 続				(開始時)	(終了時)
2	新 規				(開始時)	(終了時)
	継 続				(開始時)	(終了時)
3	新 規				(開始時)	(終了時)
	継 続				(開始時)	(終了時)
4	新 規				(開始時)	(終了時)
	継 続				(開始時)	(終了時)

※欄が足りない場合は（第1号様式別紙）を使用してください。

(第 1 号様式別紙)

	区分 (新規・継続)	被保険者番号	対象者氏名	生年月日	要介護度の改善度合い (市記入欄)	
					ADLの改善度合い (市記入欄)	
5	新規				(開始時)	(終了時)
	継続				(開始時)	(終了時)
6	新規				(開始時)	(終了時)
	継続				(開始時)	(終了時)
7	新規				(開始時)	(終了時)
	継続				(開始時)	(終了時)
8	新規				(開始時)	(終了時)
	継続				(開始時)	(終了時)
9	新規				(開始時)	(終了時)
	継続				(開始時)	(終了時)
10	新規				(開始時)	(終了時)
	継続				(開始時)	(終了時)
11	新規				(開始時)	(終了時)
	継続				(開始時)	(終了時)
12	新規				(開始時)	(終了時)
	継続				(開始時)	(終了時)

(第1号様式別紙)

	区分 (新規・継続)	被保険者番号	対象者氏名	生年月日	要介護度の改善度合い (市記入欄)	
					ADLの改善度合い (市記入欄)	
13	新規				(開始時)	(終了時)
	継続				(開始時)	(終了時)
14	新規				(開始時)	(終了時)
	継続				(開始時)	(終了時)
15	新規				(開始時)	(終了時)
	継続				(開始時)	(終了時)
16	新規				(開始時)	(終了時)
	継続				(開始時)	(終了時)
17	新規				(開始時)	(終了時)
	継続				(開始時)	(終了時)
18	新規				(開始時)	(終了時)
	継続				(開始時)	(終了時)
19	新規				(開始時)	(終了時)
	継続				(開始時)	(終了時)
20	新規				(開始時)	(終了時)
	継続				(開始時)	(終了時)

第 2 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

法人名（事業所名）

様

川崎市長

かわさき健幸福寿プロジェクト要介護度等改善・維持評価事業報奨金確定通知書

年 月 日付で報告のあった 第 期かわさき健幸福寿プロジェクト要介護度等改善、維持評価事業にかかる対象者について審査した結果、別紙のとおり確認しましたのでお知らせします。

対象者氏名	報奨金の額
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	5 0 , 0 0 0 円 × _____ 名 = _____ 円

報奨金支給額 合計 _____ 円